

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第41条第1項及び第3項の規定に基づき 愛知県知事が定める図書

- 1 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年省令第86号）（以下「省令」という。）第41条第1項の規定に基づき愛知県知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。
 - 一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関）又は、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）（以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関）（以下「知事が定める機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあつては、当該知事が定める機関が交付する適合証
 - 二 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級6（令和4年経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号附則第2項又は第6項の規定によりなお従前の例によることとされる都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）（以下「法」という。）第55条第1項の変更の認定の申請に係る建築物については、日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級4、5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級5又は6）が表示されているものに限る。）の写し
 - 三 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体に係る申請については、建築物全体に係る評価に係るものに限る。）の写し
 - 四 住宅の申請における、平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示119号（以下「告示第119号」という。）Ⅱ第1.1(2)へに規定する基準の審査にあたり、登録住宅型式性能認定等機関（品確法第44条第1項に規定する登録住宅型式性能認定等機関）が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
 - 五 法第3条第2項第四号に基づく平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号第4.(2)③に規定する都市の緑地の保全への配慮に係る制限等を有する地域での申請にあつては、その制限等に適合する旨の証明書等
 - 六 都市計画基本図の写し
 - 七 認定を受けた低炭素建築物新築等計画に基づく建築等工事が完了した場合にあつては、認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事が完了した旨の報告書（愛知県が定める様式第7号）及び、認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨の確認書（愛知県が定める様式第8号）
- 2 省令第41条第3項の規定に基づき愛知県知事が不要と認める図書は、次に掲げる図書とする。
 - 一 住宅の申請における、告示119号Ⅱ第1.1(2)へに規定する基準の審査にあたり、住宅型

式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る低炭素建築物新築等計画の認定申請のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書等において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

附則

- 1 平成 24 年 12 月 4 日 施行
- 2 平成 24 年 12 月 6 日 一部修正
- 3 平成 26 年 4 月 1 日 一部修正
- 4 平成 29 年 4 月 1 日 一部修正
- 5 令和 2 年 4 月 1 日 一部修正
- 6 令和 3 年 4 月 1 日 一部修正
- 7 令和 4 年 10 月 3 日 一部修正

